令和８年７月３１日

次世代育成支援・女性活躍推進に関する取組状況

次世代育成支援対策推進法第１９条第５項に基づく実施状況の公表及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第１９条第６項に基づく特定事業主行動計画の取組の実施状況、また同法第２１条の規定に基づく女性の職業選択に資する情報を公表します。

女性職員の採用割合（常勤）

	一般事務等	看護師	保育士	医療技師
令和５年度	50.0%	100.0%	100.0%	33.3%
	一般事務等	看護師	保育士	
令和６年度	40.0%	83.3%	100.0%	
	一般事務等	看護師	保育士	
令和７年度	57.1%	83.3%	100.0%	

採用試験の受験者の女性割合（常勤）

	一般事務等	看護師	保育士	医療技師
令和５年度	44.4%	100.0%	100.0%	33.3%
	一般事務等	看護師	保育士	
令和６年度	40.0%	85.7%	100.0%	
	一般事務等	看護師		
令和７年度	47.4%	100.0%		

職員の女性割合（令和７年４月１日現在）

【常　勤】

一般事務	保育士	調理員	医師	看護師	医療技師	技能労務
37.6%	100.0%	100.0%	9.1%	90.0%	60.0%	0.0%

各役職段階の職員の女性割合

管理職/各役職段階の職員割合	実績				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
管理職割合	14.0%	9.1%	25.0%	28.8%	30.2%
課長相当職	6.3%	6.7%	6.3%	17.6%	23.5%
課長補佐相当職	41.7%	47.5%	38.6%	41.9%	38.7%
係長相当職	50.8%	48.2%	46.6%	45.8%	45.8%

男女別の継続勤務年数（令和 7 年 4 月 1 日現在）　※再任用、勤務延長のぞく

職　種	男性	女性
一般行政職	20.4	16.9 年
保育士		14.5 年
看護師	5.4 年	12.3 年
その他医療	9.9 年	17.1 年
技能労務職	12.7 年	35.0 年
全職員（正規職員）	18.2 年	15.2 年

超過勤務時間数の月平均値

平均超過勤務時間数（1 ケ月あたり）	実績					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	15.8 時間	12.9 時間	12.9 時間	19.8 時間	21.4 時間	14.6 時間

年次有給休暇の平均取得日数

実績					
令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
9.4 日	10.3 日	10.6 日	12.6 日	11.7 日	11.5 日

男女別の育児休業取得率

	実績					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
男性	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	50.0%	100.0%
女性	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

男女別の育児休業取得期間

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	男性	女性	男性	女性
5 日未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2 週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1 年未満	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1 年以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

男性職員の配偶者出産休暇等の取得率

	実績				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
配偶者出産休暇取得率	66.7%	28.6%	60.0%	0.0%	0.0%
育児参加のための休暇取得率	66.7%	14.3%	60.0%	50.0%	100.0%

男性職員の配偶者出産休暇の取得日数分布

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
未取得	40.0%	100.0%	0.0%
１日未満	0.0%	0.0%	0.0%
１日以上２日未満	20.0%	0.0%	0.0%
２日	40.0%	0.0%	0.0%

○対応マニュアル等の整備・周知及び相談窓口の設置状況

・能登町職員のハラスメント防止に関する要綱の施行（令和２年６月）

・ハラスメント対応について、内容・方針の明確化と定期的周知の実施

○ハラスメント関係研修

・管理職員対象のハラスメント研修の実施

（令和２年７月 40 名,令和５年 10 月 28 名参加）

・非管理職員対象のハラスメント研修の実施

（令和４年９月 30 日 29 名参加,令和７年度　動画研修 100 名）

○子育て支援制度の周知徹底

・「仕事と家族の両立支援」を配布、周知（随時）

○人事評価制度の適切な理解・運用

研修の実施

・評価者研修(令和２年度 24 名,令和３年度 23 名,令和４年度 23 名,令和５年度５名,
令和７年度７名)

・被評価者研修(令和２年度 31 名、令和３年度：25 名、令和４年度：47 名)

○心の健康づくり計画の着実な実践

・全職員を対象としたストレスチェックの実施

○テレワーク等の多様な働き方の整備

・多様な働き方の選択肢を拡大し、仕事と子育ての両立をしやすくするためのテレワーク、時差出勤制度の導入を図っている。

〇家族の看護休暇の対応

・学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業に伴い、子の世話を行うこと

・子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が認めるものへの参加をすること

令和７年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	83.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	68.7%
全職員	75.0%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁課長相当職	100.0%
本庁課長補佐相当職	95.7%
本庁係長相当職	96.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	92.9%
３１～３５年	90.0%
２６～３０年	90.9%
２１～２５年	91.7%
１６～２０年	78.8%
１１～１５年	81.5%
６～１０年	105.1%
１～５年	70.2%

【説明欄】

○給与が高い職員である医師は男性職員が多く、医師を除くと、任期の定めのない常勤職員で男女の給与の差異は 93.7%、任期の定めのない常勤職員以外で男女の給与の差異は 98.8%であった。
○任期の定めのない常勤職員以外に占める女性の割合が 81.9%であり、相対的に給与の低い職員に女性が偏っている。
○勤続年数が 1～5 年の男女の給与の差異が大きいのは、医師の男性職員の割合が 8.3%を占め、ほかの勤続年数別よりも男性医師の占める割合が大きいためである。
○勤続年数が 6～10 年の職員の男女の給与差異が小さいのは、占める職員が本庁係長相当職以下の役職であり、また、職員の男女人数比が、男性職員が 58.1%、女性職員が 41.9%の割合であまり偏っていないためである。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
管理的地位にある職員	25.0%

【説明欄】

男性の管理職登用比率は9.3%、女性の管理職登用比率は3.0%であり、男性職員に管理職が偏っている。

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
本庁課長相当職	25.0%
本庁課長補佐相当職	35.6%
本庁係長相当職	58.8%

【説明欄】

本庁課長補佐相当職以上に占める女性職員の割合は、勤続年数２６～３０年において33.3%、勤続年数３１～３５年において36.2%であり、男性職員に本庁課長補佐相当職以上に占める割合が偏っている。

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	100%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	―
女性	―

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	0%	0%	―	―
１週間以上２週間未満	0%	0%	―	―
２週間以上１月以下	100%	0%	―	―
１月超３月以下	0%	0%	―	―
３月超６月以下	0%	0%	―	―
６月超９月以下	0%	33.3%	―	―
９月超 12 月以下	0%	66.7%	―	―
12 月超 24 月以下	0%	0%	―	―
24 月超	0%	0%	―	―

【説明欄】

会計年度任用職員については取得対象者がいない。
取得率は男性職員・女性職員ともに 100%である。
取得期間の分布状況において男性職員は短い期間、女性職員は比較的長い期間に偏っている。

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	9.7 時間／月
内部部局等以外	2.2 時間／月

【説明欄】

全体の正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間は、男性職員については 6.2 時間/月であり、女性職員については 2.5 時間/月である。
内部部局等における職員の男女人数比は男性 67.1%、女性 32.9%であり、内部部局等以外の中における職員の男女人数比は男性 32.6%、女性 67.4%であり、男性職員に正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間数が偏っている。